二　租税特別措置法施行令の一部改正関係
四半期報告書制度が廃止されることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令第二五条の九関係）
三　その他
1　金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部及びこの政令の施行に伴い、所要の経過措置を定めることとした。（第三条、附則第二条及び附則第三条関係）
2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七二号）（環境省）

1　公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第二六条第一項に基づく介護加算額を、四万六、六〇〇円に改めることとした。（第一一条関係）
2　法第四〇条第一項に基づく療養手当の額を、月額三万八、九〇〇円等に改めることとした。（第二三条関係）
3　法第四一条第一項に基づく葬祭料の額を、七〇万九、〇〇〇円に改めることとした。（第二四条関係）
4　法第五四条第二項第一号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、三九円四〇銭に改めることとした。（第三四条第一号関係）
5　法第五四条第二項第二号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、一、八七〇円八八銭等に改めることとした。（第三四条第二号及び別表第五関係）
6　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（政令第七三号）（こども家庭庁）

1　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当の支給を受ける者が監護し、又は養育する児童の要件について所要の規定の整備を行うこととした。（本則関係）
2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令（政令第七四号）（防衛省）

1　公務で外国旅行中の職員に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例の対象として、在外邦人等の保護措置又は在外邦人等の輸送に従事する職員を追加することとした。（第三条関係）
2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十七号

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令（昭和二十二年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三表木曾福島簡易裁判所の項中「長野県木曽郡木曽町」を「松本市」に改め、同表大町簡易裁判所の項中「大町市」を「松本市」に改め、同表吹田簡易裁判所の項中「吹田市」を「大阪市」に改め、同表佐野簡易裁判所の項中「泉佐野市」を「岸和田市」に改め、同表西宮簡易裁判所の項中「西宮市」を「尼崎市」に改め、同表吉野簡易裁判所の項中「奈良県吉野郡大淀町」を「五條市」に改め、同表橋本簡易裁判所の項中「橋本市」を「和歌山県伊都郡かつらぎ町」に改め、同表津島簡易裁判所の項中「津島市」を「名古屋市」に改め、同表犬山簡易裁判所の項中「犬山市」を「一宮市」に改め、同表尾鷲簡易裁判所の項中「尾鷲市」を「熊野市」に改め、同表郡上簡易裁判所の項中「郡上市」を「岐阜市」に改め、同表中津川簡易裁判所の項中「中津川市」を「多治見市」に改め、同表庄原簡易裁判所の項中「庄原市」を「三次市」に改め、同表豊後高田簡易裁判所の項中「豊後高田市」を「中津市」に改め、同表臼杵簡易裁判所の項中「臼杵市」を「大分市」に改め、同表水俣簡易裁判所の項中「水俣市」を「八代市」に改め、同表天草簡易裁判所の項中「天草市諏訪町」を「天草市」に改め、同表牛深簡易裁判所の項中「天草市牛深町」を「天草市」に改め、同表伊集院簡易裁判所の項中「日置市」を「鹿児島市」に改め、同表日向簡易裁判所の項中「日向市」を「延岡市」に改め、同表深川簡易裁判所の項中「深川市」を「旭川市」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

法務大臣　小泉　龍司
内閣総理大臣　岸田　文雄

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄